

令和6年10月2日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

HPVワクチンのキャッチアップ接種に関するご協力方お願い（続報）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年9月30日付で標記通知をご案内いたしましたが、各種お問い合わせを頂戴したことから下記の通り情報提供申し上げます。

貴会におかれましてはご了知の上、お取り計らいの程よろしくお願い申し上げます。

記

Q) 9価のHPVワクチン（シルガード9）について、本年11月までに1回目の接種を行うことで、来年3月末のキャッチアップ接種の期限までに接種を完了させることが可能とのことですが、スケジュールの策定時に留意することはありますか。

⇒仮に11月30日に1回目の接種をされた場合、2回目は12月30日となり、年末の休診時期を重なる可能性がありますのでご注意ください。また、12月30日に予定していた接種（2回目）が年明けとなった場合、3月末までに接種が完了しないことになります（3回目の接種を4月に実施した場合、その接種費用は自己負担となります）。

可能な限り、余裕を持ったスケジュールをご検討いただきましたら幸いです。

Q) ワクチンの添付文書には、「●か月以上間隔を置く」と記載があります。接種間隔に関する資料があれば教えてほしいです。

⇒請求にも関わるため、ご不明な点は各自治体の担当課等にお尋ねいただきたくと思いますが、ご参考までに、『大阪市予防接種実施の手引き』のP17から該当箇所を下記に引用します。

※接種間隔について

「○か月後」は接種日と同日以降の接種を意味します。（1か月後とは、4週間後ではありません）。月末に接種し、翌月以降に同日がない場合は、その翌月の1日になります。

●具体例

◎4月1日の1か月後の場合 → 5月1日以降に接種してください。

◎1月31日の1か月後の場合 → 3月1日以降に接種してください

【担当】

大阪府医師会
地域医療1課（TEL:06-6763-7012）